

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	鈴秀工業株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	愛知県名古屋市緑区大高町南関山35
工場等の名称	鈴秀工業株式会社
工場等の所在地	愛知県名古屋市緑区大高町南関山35
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	磨棒鋼の製造
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年6月22日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法		掲示 閲覧	（場所） 鈴秀工業 本事務所内
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
	☐	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-623-3221		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、持続的発展が可能な会社の実現に貢献します。

1、継続的な環境改善

PDCAサイクルに基づく環境施策の継続的な改善を図ります。

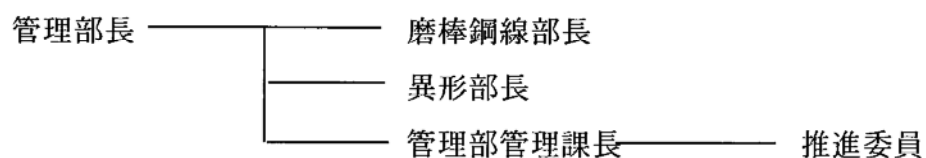
2、省資源、省エネルギー活動の推進

事業場で使用するエネルギー原単位を平成24年度以下にすることとします。

3、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

リサイクルを推進し、廃棄物の発生量を抑制します。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		9,928	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 除く 炭素換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		9,928	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
原単位あたりの 排出量	0.2007	t-CO ₂ / t	0.1947	t-CO ₂ / t	3.0	%

（2）目標設定の考え方

効率アップを図る 他社の省エネ活動を参考に実施可能なものに対して検討

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量とを合算したものを指します。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
照明	休憩中は照明の電源をきる	電気使用量削減
印刷物削減	データ管理することで紙ごみを減らす	廃棄物削減
人員配置の見直し	受注状況に応じて、人員配置を見直し、最小限の人員で稼働が出来る状態にする。これにより、無駄に連続勤務となっていた箇所のエネルギー使用量を削減する。	電気使用量削減 ガス使用量削減
太陽光発電	自社購入及びTPAの検討	電気使用量削減

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--